

電力・ガス取引監視等委員会

第9回料金制度専門会合

1. 日時：令和3年10月28日（木） 11：30－12：50
2. 場所：オンラインにて開催
3. 出席者：山内座長、岩船委員、北本委員、圓尾委員、安念委員、男澤委員、梶川委員、川合委員、東條委員、華表委員、松村委員、村上委員
(オブザーバーについては、委員等名簿をご確認ください)

○田中NW事業監視課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより電力・ガス取引監視等委員会第9回料金制度専門会合を開催いたします。

私は、事務局のNW事業監視課長の田中でございます。よろしくお願いいたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、御多忙のところ御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本会合は、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための取組を講じることが求められている状況に鑑み、オンラインでの開催とし、傍聴者、随行者を受け付けないこととさせていただいております。なお、議事の模様はインターネットで同時中継を行っています。

また、本日は梶川委員は御欠席でございます。

それでは、議事に入りたいと思います。以降の議事進行は山内座長にお願いしたく存じます。よろしくお願いいたします。

○山内座長 山内でございます。お忙しいところ御参加いただき、ありがとうございます。

今日の議事ですけれども、議事次第にありますように2つでして、まずはレベニューキャップの問題とは別に、balancing group内のインバランス料金の連帯債務についてということをお議論いただくのが1つ目。2つ目は託送料金制度（レベニューキャップ）、この詳細設計ということになります。

早速でございますけれども、議題1のbalancing group内のインバランス料金の連帯債務について、事務局から御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○田中NW事業監視課長 それでは、資料3を御覧いただけますでしょうか。タイトル

が「バランシンググループ内のインバランス料金の連帯債務について」ということになっております。

3 ページを御覧いただけますでしょうか。こちら、これまでの議論の経緯でございますけれども、8月に開催されました資源エネルギー庁の第38回電力・ガス基本政策小委員会において、バランシンググループを組成している場合におけるリスク管理の在り方等について議論が行われたところでございます。

4 ページを御覧いただきますと、こちらは資源エネルギー庁の電力・ガス基本政策小委員会における資料でございますけれども、こちらにおきまして、B G内の情報の提供の在り方というのが重要であるということであったり、あと契約内容、B G内でのインバランス料金の債務分担の在り方など、リスク評価・管理方針について、丁寧に説明することを望ましい行為としてガイドラインに位置づけることとしてはどうかといったようなことの議論がなされていたところでございます。

リスクマネジメントガイドラインについては、エネ庁のほうでこのように議論が行われていたところでございますけれども、4 ページの下にございますとおり、B G内に所属する小売電気事業者はインバランス料金の連帯債務のリスクがあるところ、当該リスクの在り方について、監視等委員会において検討することとしてはどうかということになっていたところでございます。

続きまして、5 ページを御覧いただきますと、過去の電気料金審査専門会合において、インバランス料金については責任範囲を特定できないことを理由として、連帯債務と整理がされているところでございます。具体的には、この5 ページの中の図にも記載されておりますように、もともとB Gに係る債務については、すべて連帯債務となっていたところ、当時の議論におきまして、責任範囲を契約者ごとに特定できる託送料金については分割債務として連帯債務ではなくした一方で、責任範囲を特定できないインバランス料金については、引き続き連帯債務ということで、平成27年の電力料金審査専門会合において整理が行われていたところでございます。

3 ページに戻っていただきまして、そこで本日は、当該論点に関しまして、①小売電気事業者による適切なリスク管理・評価を可能とする観点から、B Gに加入せず、連帯債務のリスクを負わない形を取りつつ、B G加入と同様の価値の提供を受けることが可能と考えられるスキームについて、リスクマネジメントに関する指針に明記することの適否、及び②として、リスクそのものを見直す観点から、インバランス料金の連帯債務の見直しと

いったことは可能なのかなのかといったことについて、御議論いただきたいというところでございます。

また、本日の議論を踏まえ、次回の専門会合において、当該論点について取りまとめることとしたいというものでございます。

続きまして、6ページを御覧いただけますでしょうか。前述のとおり、過去の電気料金審査専門会合において、インバランス料金は引き続き連帯債務ということで整理がなされたわけでございますけれども、子B Gは、親B Gが法的整理を開始した場合など一定の場合には、一送から、B Gにおいて発生したインバランス料金全体について、連帯債務として請求され得る立場にあり、事業規模に見合わない債務を負うリスクというのがある。昨冬の需給逼迫時においては、インバランス料金の高騰により、一部の子B Gについて当該リスクが顕在化したところもあるところでございます。

そこで、当該リスクを踏まえ、小売電気事業者がB Gに加入せず、連帯債務のリスクを負わない形を取りつつ、B G加入と同様の価値の提供を受けることが可能と考えられるスキームについて、リスクマネジメントに関する指針に明記することの適否、及びインバランス料金の連帯債務の見直しの可否について検討を行ったものでございます。

続きまして、7ページを御覧いただけますでしょうか。若干繰り返しになりますが、B Gに加入することを検討している小売電気事業者による適切なリスク評価・管理を可能とすべく、B G内における連帯債務のリスクを周知するほか、B Gに加入せず、連帯債務のリスクを負わない形を取りつつ、B G加入と同様の価値の提供を受けることが可能と考えられるスキームについて、リスクマネジメントに関する指針に明記をし、小売電気事業者に提示することが考えられるところでございます。

小売電気事業者がB Gに加入する理由は様々であると考えられるわけですが、B Gに加入することにより提供を受けられる価値・サービスとしては、需給管理、電源調達、インバランス負担があるものと考えられるところでございます。

この点、小売電気事業者は、需給管理や電源調達を委託し、契約によりインバランス債務を委託先負担とする方法——以下、便宜的に「仮想B G」と呼びますが——によっても、B G加入と同様の価値・サービスの提供を受けることが可能と考えられるところでございます。

8ページを御覧いただけますでしょうか。そういった仮想B Gについては、以下のメリット・デメリットがあるものと考えられまして、メリットとしては、B G加入と同様の価

値の提供を受けることが可能と考えられる点であったり、委託元が個々に一送と託送契約を結ぶ形になりますので、インバランス料金の責任範囲が明確となるといったことがある一方で、デメリットとしては、B G全体でのインバランスの相殺ができない。ただ、他方、この点につきましては、仮想B G内において事後的に精算を行うことで収支を相殺することは可能と考えられるところでございます。あとは、デメリットとしては、インバランス料金を委託先負担とする場合でも、一時的には委託元が一送との間で金銭の授受を行う必要があり、事務コストが発生するという点はございます。

2 番目のポツですが、仮想B Gについては、現行制度上も可能なスキームであるところ、B Gに加入する以外の、小売電気事業者の選択肢として、リスクマネジメントに関する指針に明記することが適切ではないかということでございます。

続きまして、9 ページでございます。インバランス料金の連帯債務を見直すことの可否ということでございますが、子B Gのインバランス料金の連帯債務リスクを踏まえ、インバランス料金の連帯債務を見直して、親B Gの法的整理開始時など一定の場合にインバランス料金を電力使用量などの割合に応じて按分して分割債務とすることで、子B Gに連帯債務を負わせないといったことが果たして考え得るのかどうかといったことでございます。

インバランス料金の分割債務化については、以下のメリット・デメリットがあるものと考えられまして、メリットとしては、親B Gの倒産時などに一送が子B Gに対してインバランス料金の支払いを求める場合に、子B Gのインバランス料金負担に上限が設けられることになるため、連鎖倒産を回避できる可能性がある。また、各子B Gの負担割合が明確となるため、各子B Gが支払いに応じる可能性があると考えられるということです。もっとも、B G内の需給管理と乖離した形での負担となった場合には、支払いに応じる可能性が低くなるとも考えられるところではございます。

デメリットとしては、分割債務としてB G内の需給管理と乖離した形で事業者の負担割合が決まりますと、インバランスを発生させたとしても責任範囲が限定されることになることから、需給管理をおろそかにするなど、モラルハザードが生じるおそれもある。また、分割債務とした場合に負担割合が決まることで、生じたインバランス料金の全額を一送が回収できないとすると、一般送配電事業者の回収不能分というのは最終的には需要家負担になり、小売電気事業者の事業リスクを一般の需要家の負担により軽減することになってしまうおそれはあるのではないかとということでございます。

さらに10ページでございますが、インバランス料金を一定の場合に分割債務とする案については以下のような問題点もあり、相当のハードルがあるものと考えられるところでもございます。過去の電気料金審査専門会合において、インバランス料金は責任範囲を特定できないことを理由として、連帯債務と整理されたところ、当該インバランス料金の性質自体は変わっていない中、制度変更を行うことというのは果たして妥当なのかということであったり、子B Gは、B Gに加入することのメリットと連帯債務のリスクを勘案した上でB Gに加入し、平時においてはB Gに属することによる利益を享受しているところ、親B Gの法的整理開始時など一定の場合に、子B Gの負担を軽減させる措置を講じるといったことが合理的なのか、必要性があるのかという点。また、子B Gの連帯債務のリスクについては、親B Gの法的整理開始時に顕在化する可能性が高いのですが、平時であっても、親B Gのインバランス料金の支払いが滞っている場合などには、一送から子B Gに対して連帯責任に基づく請求が行われる可能性があるとする、親B Gの法的整理開始時に限らず、平時においてもB G内のインバランス料金について分割債務としないと整合性が取れないとも考えられるわけです。その場合、現行のB G制度との乖離が問題とならないかといったような問題点などがあると考えられるところでございます。

11ページでございますが、以上のとおり、①、②ということについて検討を行ったところでございますけれども、仮想B GをB Gに加入する以外の選択肢として、リスクマネジメントに関する指針に明記することが適切か、またインバランス料金を一定の場合に分割債務とすることについてのメリット・デメリットや問題点を踏まえて可能かどうかということでございますけれども、本日の御議論を踏まえまして、次回の専門会合において取りまとめることとしたいと考えているところでございます。

事務局からの、本資料に関する説明は以上でございます。御議論のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○山内座長 どうもありがとうございました。

それでは、今、御説明いただいたB Gのインバランスに対する連帯債務をどのように扱うかということ。仮想B Gという形もありましたね。それと、今の連帯債務の扱いについて御議論いただきたいと思います。次回でまとめたいということですので、今日は忌憚らない御意見を出していただきたいと思います。

例によって、御質問、御発言を御希望の場合はチャット欄でその旨を御記入ください。挙手のところをいただいてもいいのですが、気がつかない場合がありますので、チャット

欄のほうがよいと思います。よろしくお願いいたします。

どなたか、いらっしゃいますか。これは、お立場によって、メリット・デメリットについては考え方が変わるのかなと思っていますけれども。安念先生、どうぞよろしくお願いいたします。

○安念委員 山内先生、どうもありがとうございます。ちょっとPCの調子が悪くて、時々ダウンしてしまうものですから、大変差し出がましいのですが、初めのほうに発言をさせていただきたいと存じます。

結論から申しますと、第1の論点について、仮想BGという選択肢があるということを書き込むということに賛成です。

それから第2の論点、連帯債務でなくすることはどうかということについては、現時点では、それは難しだろうと思います。

まず第1の点ですが、これは第2の点とも関わるわけですが、balancingグループというのを組むかどうか、そしてbalancingグループの中での内部関係をどうするか、あるいは、一送との関係をどうするか、これらは、私の理解では、すべて契約自由の原則が支配している領域であって、要するに創意工夫で、どのようにやったっていいわけです。ですから、こうやれとか、こうやるなとかいう、そういうことを一々言う必要はなくて、率直に言えば、大人なのだから自分で考えてくださいねというのが本来の筋だとは思いますが、それにしても、仮想BGというものがあるという情報を提供することによる実害は何もないと私は思いますので、それはそれで、そういう考え方もあるのだなということを示すというのは意味のあることだし、そういう意味で賛成です。

次に、第2の論点の連帯債務なのですが、これは確かなかなか難しい論点で、連帯債務として整理すること自体が一種の便法です。つまり、負担部分をどのように決めたらいいのかという、誰もが納得できるような算式がないので、しょうがないから連帯債務にしているという、私の理解ではそういうものだと思います。したがって、各「子BG」の負担部分というものが、一送との関係で、ある算式によって合理的に、あるいは納得のいく形で算出できるのなら、その段階で連帯債務であることをやめればよいという、それだけの話なのですが、現状ではそういう算式というか、考え方がうまく創り出せないと思います。存在していないと思うのです。とすると、そういう算式のようなものを今後考えつつ、それが生まれた段階で、連帯債務であることをやめればよいと、ということであって、便宜の問題ではあるけれども、当面は連帯債務として整理する以外は

方法がないのではないかと、私は思いました。

以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。次は華表委員、どうぞ御発言ください。

○華表委員 華表です。まず①の仮想B Gについては、リスクマネジメントに関する指針に明記することについて賛成です。というのも、これは現行制度上も可能なスキームで、かつ事業者側自身でメリットとデメリットを検討して選択すればいいものかと思しますので、その検討の幅を広げるという意味において、これを明記しておくということ自体に特にデメリットはない、むしろそれによって情報提供するということにつながりますので、ここは明記するということでもいいのではないかと考えています。

一方、②については、事務局も御指摘くださっているところではあると思うのですが、子B Gはbalancingグループに加入することによるメリット・デメリットというのを勘案した上でbalancingグループに加入しているはずですので、通常時には、その利益を享受しているという中で、一定の場合にだけ負担を軽減させる措置を講じるということについては合理性が見出せないような気がしますので、これについてはそういう方向でないほうがいいのかなと考えています。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。川合委員、東條委員から、チャットをいただいております。安念委員の御意見に賛成ということでございます。お二方、御発言はよろしいですか。

○東條委員 東條です。結構です。

○山内座長 それでは、委員の方の御発言希望がないので、九州電力の松本オブザーバー、どうぞ御発言ください。

○松本オブザーバー 九州電力の松本でございます。一般的な小売事業者、及びB Gの立場として発言させていただきます。

スライド7ページに示されている形は、現行制度上でも可能なスキームということではありますが、新たな形としての仮想B Gの契約の形が示されたというように認識しております。このスキームをリスクマネジメントの指針に明記することであれば、推奨とするような形ではなく、方法の一つとして記載いただきたいと思います。なぜならば、スライド6ページに示されている現在のB Gの契約方式も、きちんとワークしている部分もありまして、継続することも十分に考えられるため、契約当事者の判断により、どのよ

うな方法を取るかということを選択できる仕組みとしたほうがよいと考えるからです。

発言は以上です。

○山内座長 ありがとうございます。続いて、エネットの池田オブザーバーが御発言希望です。どうぞ御発言ください。

○池田オブザーバー エネットの池田でございます。今日はどうもありがとうございます。

それでは、インバランス料金の連帯債務について、我々実際に親B Gである事業者の立場から発言させていただきたいと思っています。親B Gの立場から言うと、ぜひ分割債務を実現いただきたいと考えています。理由は3点です。

1点目は、親B Gに比べて子B Gの事業規模がかなり小さいケースが非常に多いということです。何十倍もの規模のある親B Gの債務を連帯せざるを得ないというのは、もともとの仕組みに正直言うと課題があったと考えています。ほとんどの子B Gは、親B Gの経営体力を信頼して、倒産など想定せずにB Gに参加していますので、こうした現実にも御配慮いただければと思っています。

2点目なのですが、9ページ目でデメリットとされたモラルハザードですが、これは起こりにくいということです。先ほど申し上げたように、親B Gと子B Gの体力差が大きい場合は、インバランスの大半は需給管理を担う親B G自身の負担になりますので、モラルハザードを引き起こす心配は小さいのではないかと思います。

3点目なのですが、今回の仮想B Gという発想はいいと思うのですが、7ページの仮想B Gでは、実は支払いの一本化ということができなくて、子B Gにとって実務上の不利益が大きいということとなります。特に規模の小さい子B Gほど、人員や体制がなく、一本化のニーズは高いものとなります。B G制度は、これまでの多数の小売事業者の参入を支えてきた仕組みですので、こうした実務上の便益を享受しつつ、事業規模に見合った債務となりますよう、分割債務について前向きな御検討を、我々としてはお願いしたいということでございます。

以上になります。

○山内座長 ありがとうございます。現在、特に追加発言の御希望はありませんが、ほかにいらっしゃいますか。

それでは、事務局からコメントがあればお願いいたします。

○田中NW事業監視課長　　本日は御議論ありがとうございました。松本オブザーバーからありました御意見につきましては、これは仮想B Gといった形を推奨するというよりは、当然小売電気事業者のほうが、それぞれ事業判断に基づきまして、従来型のB Gなり、仮想B Gなりといったものを選択するというように想定をしておりますので、ガイドラインにこの記載をするという場合であっても、これはあくまで方法の一つというところで記載をしていくものと想定をしているところでございます。

本日、皆様からいろいろ御意見をいただきましたので、次回に向けて、本日の御意見も踏まえつつ、取りまとめの案を準備してまいりたいと考えているところでございます。

○山内座長　　ありがとうございました。今、お話しありましたように、次回に向けて事務局で対応していただくということですが、今、伺っている限りでは、特に論点②については無理だということと、いや、やるべきだということではあるのですが、方向としては、やるとしても当面はこれで行くとか、そういう感じかなと思いました。

○田中NW事業監視課長　　そういうことで言いますと、次回に向けて準備をしてまいりたいと考えておりますが、エネットの池田オブザーバーから、分割債務のところに関して前向きに検討をお願いしたいということで御意見がありました。それにつきましては、まさに安念委員、及び川合委員、東條委員から御賛同をいただいたように、そこについては、誰もが納得する分割の算式というのが結局ないということで、分割するというのは、現時点においては難しいということかなと理解をしております。したがって、次回に向けては、そのような方向性というか、本日いただいた委員の御意見を踏まえつつ、取りまとめ案の準備をしてまいりたいと考えております。

○山内座長　　ありがとうございました。ということでございますので、御準備をよろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めさせていただいて、2番目の議題です。託送料金制度、レベニューキャップになるわけですが、この詳細設計でございます。事務局からの御説明をお願いいたします。

○田中NW事業監視課長　　それでは、資料4-1を御覧いただけますでしょうか。「託送料金制度（レベニューキャップ制度）の詳細設計について⑦」ということでございます。

2ページを御覧いただけますでしょうか。本日の内容としては、料金算定ルール、及び今後のスケジュールということになってございます。

続きまして、3ページ及び4ページを御覧いただけますでしょうか。料金制度専門会合

における各論点ということでこちらになっておりますけれども、【1】から【7】までということで御報告申し上げたところですが、このうちの【6】の料金算定に係るルールということについて、今回、御議論をいただきたいということでございます。

5ページにつきましては、これは料金算定に係るルールということで、いつもの全体像の中での位置づけということを示しております。

6ページを御覧いただけますでしょうか。料金算定に係るルールについてでございます。託送料金については、今後、レベニューキャップ制度における収入上限の査定を経て、算定されることとなるわけでございますけれども、この託送料金の算定については、6ページの下図にもございますとおり、部門整理であったり、一般管理費等の配分であったり、機能別配分、及び電圧別配分の在り方等、複数の中長期的な検討課題があり、今後、慎重に議論を進めていく必要があるところでございます。

また、現在、制度設計を進めている発電側課金に加えて、資源エネルギー庁の審議会では、潮流の改善に資する需要側託送料金制度の方向性についても検討を行うべきではないかと議論されているところでございます。

続きまして、7ページを御覧いただけますでしょうか。2023年度以降は、レベニューキャップ制度の下で託送料金の算定（費用の配賦・レートメイク）を行うこととなるわけでございますけれども、7ページの下図にありますとおり、託送料金算定ルールの検討に当たっては、左側にあるような論点事項というのが考えられるところ、各項目の議論の方向性が託送料金の算定結果に与える影響が大きく、また相互に影響し合う関係にもあることから、短期的に結論を急ぐのではなく、慎重に検討を進めることが必要と考えられるところでございます。

このため、まずは、第1規制期間に向けて収入上限の設定及び発電側課金の導入に係る制度整備を行うこととし、需要側の託送料金の算定については現行ルールを適用することとしてはどうかということでございます。また、今後第2規制期間に向けては、託送料金の算定における必要な見直しの議論を慎重に進めていくこととしてはどうかということでございます。

8ページ、9ページは参考資料ということになってございます。

続きまして10ページ、今後のスケジュールということでございます。

11ページを御覧いただけますでしょうか。レベニューキャップ制度については、2023年度の導入に向けて、以下のプロセスで制度設計を行い、各論点の方向性について、おおむ

ね御賛同をいただいたところでございます。

12ページを御覧いただけますでしょうか。今後のスケジュールということでございますが、次回料金制度専門会合にて、レベニューキャップ制度の取りまとめを行った上で、今後は以下のスケジュールで、制度開始に向けた準備を進めていってはどうかということでございます。こちら、次回の料金制度専門会合において取りまとめということを想定しておりますが、その後、資源エネルギー庁に報告をいたしまして、今年度中ぐらいに省令改正等ということを行いまして、来年度、一般送配電事業者による申請や、その審査といったところを経まして、収入上限の承認や託送料金の認可を行い、2023年の4月からは、このレベニューキャップ制度の開始といったスケジュールで準備を進めていくことを想定しているところでございます。

続きまして、資料4-2を御覧いただけますでしょうか。「料金制度専門会合 中間取りまとめ 骨子案」という形になってございます。

次のページを御覧いただきますと、こちら、料金制度専門会合中間取りまとめ、目次ということで記載をさせていただいておりますが、基本的には、前回会合でお諮りしたパワーポイントの資料に沿った構成ということにしております。なお、前回会合にて、この第2規制期間に向けて検討を深めるべき事項については分かりやすく整理をしてほしいとの御指摘もありましたので、その点、例えば3.の(3)といったようなところで、項目として立てていたりするところでございます。

こちらの骨子のような構成で、次回は文章の入った取りまとめ案をお諮りしたいと考えているところでございます。

以下、少し下のほうまで御覧いただきますと、それぞれの項目について、前回会合でお諮りしたパワーポイントの資料に沿った構成ということで、改めてこのような形に整理をさせていただいているところでございます。

事務局からの資料4-1、4-2に関する説明は以上でございます。

○山内座長 ありがとうございました。料金算定のほうは、現行をとりあえず使いながら、次の段階でまた考えるといいますか、新しく検討するということ、それからもう一つの4-2は骨子案の目次を提示していただきまして、皆さんの御意見も入れたものということでございます。

以上が事務局からでして、このレベニューキャップ制度の詳細については、広域機関からも御説明がございます。今後、送配電設備の高経年化対策が重要になってくるわけであ

りますけれども、高経年化設備更新ガイドラインというものを策定されているわけであり
ます。それで、レベニューキャップ制度の中でも、これは重要な位置づけとなるわけでご
ざいまして、これについて、広域機関から御説明をお願いしたいと思います。広域機関の
寺島理事、資料４－３であります。よろしくお願いいたします。

○寺島オブザーバー 電力広域機関の寺島です。今しがた、山内座長様、さらには事務
局様からも御説明がありました、新しい託送料金制度の中の事業計画の策定に資するもの
として、広域機関としましては、高経年化設備更新ガイドラインというのを策定いたしま
したので、その内容について御説明させていただきたいと思います。資料４－３を御覧い
ただければと思います。

めくっていただいて、４ページ目でございます。ガイドライン策定の背景といたしまし
ては、ここのリード文でございますように、高度成長時代に造りました送配電設備が本格
的に経年対策を要する時期を迎えているということもありますので、安定供給の観点から
も計画的に更新をしなければいけないと考えております。

一方で、では、設備更新の考え方や手法について、現状、本当に統一されているのかと
いうことも認識しておりまして、更新の必要性についてはアカウントビリティが求められ
るのではないかと考えております。

その中で、今後、高経年化が進む中で、国民負担の抑制やレジリエンスの観点から、適
切かつ合理的に更新を進めていくことが重要という認識を持ってございます。

続きまして、５ページ目をお願いいたします。そういう背景の中で、ガイドラインの目
的といいますか、目指すべき方向性というものをこのスライドで御説明させていただい
ております。１ボツ目には、今までの更新の考え方として、故障後に対応する事後保全とか、
設備の年数に応じて定期的に更新する定期計画保全、さらには、最近では設備の状態を監
視しまして、その監視の状況から更新するというほうに移行してきております。ただし、
各一般送配電事業者では、それぞれの経験や知見を踏まえて、個別に判断してきたという
ことがございます。今後は、これだけの膨大な高経年化設備に対して、やはり10社共通の
ある指標を用いて、適切かつ合理的に設備更新を判断していく。そのためにはリスクとい
うものをしっかり捉えて、リスクベースでのメンテナンスの考え方に進めていかなければ
いけないのではないかと考えております。

下にポンチ絵がありますように、技術革新のイメージも非常に進んでいるところでもあ
りますので、そういう形で高度化を図っていききたいというのが、今回の目指すべき目標で

ございます。

6 ページ目から、7、8 ページ目までは、新たな託送料金制度の中でのガイドラインの位置づけについて、参考として御説明しております。私からは7 ページ目だけ、位置づけがはっきり分かるところを御説明させていただきたいと思います。

一般送配電事業者により届け出される事業計画の中に設備保全計画というものが記載されているのは、先ほどの4-1、4-2の資料にもございましたとおりでございます。この設備保全計画を検討する上で、右にあります、広域機関で策定しました高経年化設備更新ガイドラインを踏まえて、設備保全計画というのが策定されていくという、全体像の位置関係にあるということを補足させていただければと思います。

続きまして、ガイドラインの検討の経緯でございます。10ページ目に移らせていただきますでしょうか。広域機関では、国のエネルギー基本計画等の方向性を踏まえまして、マスタープラン検討委員会というのを設置しまして、いわゆる広域系統の整備の長期方針、マスタープランの検討を進めてございます。その中で、2 ポツ目にありますように、いわゆる新しい設備をどう形成していくかということと、既存の高経年設備をどう更新していくかというのは、ある意味、設備形成の在るべき姿ということを考えたときの表裏一体の関係になりますので、このマスタープラン検討委員会で高経年設備の更新の在り方について検討してきまして、ガイドラインの作成に携わってきたということでございます。

11ページ目を御覧ください。このマスタープラン検討委員会での検討状況の時系列でございます。2020年度の8月のマスタープラン検討委員会で第1回の検討を行って以降、このようなスケジュールで進めてきているということでございます。

続きまして、13ページ目から、まさにこのガイドラインそのものが、どういう形の内容を含んでいるものなのかという、具体的な内容について、13、14で御説明させていただきたいと思います。

1 ポツ目は、今、御説明した内容でございます。具体的に、一体どういう形で設備更新計画まで行くのかという、この流れの中でガイドラインが機能していくわけですが、下の図の左のほうから見ていただければと思うのですが、いわゆる送配電設備の巡視・点検を、一般送配電事業者は行っております。ここに出てくる設備の劣化データです。巡視・点検していくことで、経年的に劣化していくデータをデータベース化して、蓄積してございます。このデータベース化されたものから、広域機関のガイドラインを基に、一体、どのくらいの経年によって設備の故障確率——今はこのくらいで、将来どのくらいになっ

ていくのかということの故障確率を算出するというのが、ガイドラインの中に一つの要素としてございます。さらには、この設備が故障したり、壊れたときに、影響度合いとして、どのくらいのインパクトがあるのかということも計算しています。その2つを掛け算したものをリスク量と考えまして、そのリスク量の優先順位を評価しながら、更新計画を作っていかなければいけないというのが、ガイドラインの肝となる中身の問題でございます。そのガイドラインの内容を踏まえまして、一番右はネットワーク全体での計画的な更新の達成を、一般送配電事業者が設備更新計画として策定するという内容でございます。

続きまして、そのリスク量とは一体どういうものなのかということを14ページ目で御説明させていただきます。リスク量というのは、今しがた御説明しましたように、故障確率と影響度の積として定義するものでございます。これについては鉄塔1基、変圧器1台、いろいろな設備の種類別に、機種ごとに設定しております。そのリスク量を、更新の優先度を検討するための指標として扱っているというものでございます。右上のポンチ絵に描いてありますように、経年に従って故障確率は増えていくということは、既に工学的にも確認されている内容でございます。それを踏まえまして、実設備のデータを基に、現在、将来の故障確率を試算するとともに、左下にございますが、信頼性の停電影響とか、安全・環境性の災害影響とか、経済性、それらをいろいろ考えながら影響度合いを決定して、どの設備が影響度合いが大きいのか、どの設備の故障確率がだんだん上がってきているのか、両方を掛け合わせて、優先順位を決めていくという内容でございます。

15ページ目を御覧いただけますでしょうか。こちらは先ほど御説明した内容の繰り返しになりますが、一応、リスク量というのが金額で換算されることになります。ただ、今、この金額そのものの絶対値が直接対策費を決定するとかという性質のものではなくて、先ほど来申し上げましたように、各設備の状態把握や、更新の優先度を検討する指標として使っているということだけ、改めて参考で御説明させていただいたものでございます。

16ページ目は、リスク量算定の対象設備でございます。現行の事後評価対象5品目から、さらに4品目足してございます。下の表にございますように、その結果、表の一番下にカバー率とありますが、全体の費用に対してカバー率は、一般送配電事業者さんによって多少の差はありますけれども、この9品目で60～90%のカバーができていると考えてございます。

参考までに、17ページ目で、一般送配電事業者における設備保全計画の策定の考え方を書いてございます。リード文の1ポツ目に書いてあるものは、私が先ほど来申し上げてい

るものでございます。ただ、2ポツ目に書いてございますように、当然のことながら、リスク量を現在リスク量と同じようにすることだけではなくて、設備保全計画の中では施工力の確保や工事の物量の平準化、さらにはユニバーサルサービスの確保も考えて、右下にありますように、一般送配電事業者さんは、これらも踏まえまして事業計画を策定することが求められているのではないかと参考までに記載させていただきました。

18ページ目です。このガイドラインにつきましては、今年度上期、案を策定してから試行してございます。試行の中で、2点の内容を確認しております。一般送配電事業者における確認としては、このガイドラインに基づいてリスク量というのがうまく算定できているのかということ、それが自分で適用できると思うかということを確認しております。さらには有識者に対しては、リスク量の算定としまして、確率や故障の影響度の算出、さらには設備の劣化データ、工学的な根拠や各種の専門的な知見に基づいて設定されているかということを確認させていただきました。

具体的には、19、20ページ目に書いてございます。19ページ目は一般送配電事業者による確認でございます。先ほど御説明しましたとおり、基本的には全品目の故障確率や故障影響度がしっかり計算できるのだということ。それから、これまで一般送配電事業者が経験している、一般的に考える経年劣化の傾向を捉えたものになっているということを確認しております。さらには、10社共通の係数の設定が可能であり、これであれば、ガイドラインとして一般送配電事業者としても適用できるというような確認もしているところでございます。

併せて20ページ目は、有識者、専門家の方に伺ったところでございます。特に劣化の傾向から故障確率を計算するところにつきましては、IECという国際規格の専門家の方や、送配電設備の実態にお詳しい電力中央研究所の方にも伺いまして、一定程度整合の取れている合理的なものであるという確認、さらには故障影響度については損害額ということになりますので、損保会社とかコンサルタント会社にも伺いまして、国の統計データなどから客観性のあるデータを策定しているのではないかとコメントをいただいているものでございます。

22ページ目に移っていただけますでしょうか。今後の進め方でございますが、第1規制期間に向けまして、この時期にガイドラインを公表したいと考えているところでございます。今後は、まだまだ課題が残っていることは確かでございますので、その課題については第2規制期間に向けて順次検討していきたいと考えております。

23、24、25ページ目には、現在考えている課題について記載しております。23ページ目だけ御紹介したいと思います。リスク量の算定としましては、先ほど9品目というように申しましたが、設備の品目はまだ多くございます。9品目以上に広げることになりますと、いろいろな確認をしなければいけないと思っております。

それから、故障確率の計算が非常に重要になりますが、K値、C値というものがございまして、ここの数値の決定については、今後の故障の実績データ等をより積み重ねることで精緻化を図っていきたいと考えます。

あと、影響度については、非常に停電コストの単価の設定というのが影響ありますので、現在使っている停電コストの、需要家へのアンケートにつきましては、2013年度のものでございましたので、さらなる最新の情報の獲得など、アンケートについても進めていきたいと考えてございます。

24、25は省略させていただきまして、27ページ目にまとめを記載しております。1ポツ目、2ポツ目は既に何度か御説明してきたことですので、省略させていただきます。

3ポツ目は、ややくどくなりますが、これまでの事業者は、それぞれの知見や経験を基に、個別に設備方針を決定していましたが、このガイドラインができますことで、10社共通の標準的なリスク評価を用いてすることができるのではないかとということ、さらには更新の優先度も客観的に評価できるのではないかと考えておりまして、次のポツでございしますが、このようなことから、託送料金制度の中に適用できるものではないかというように考えているということでございます。なお、今回はガイドラインは出発点として、現時点での知見を最大限取り込んだものでありますが、さらに深掘りすべきこともあると認識しております。引き続き検討していきたいと思っておりますので、また御指導等をいただければと思っております。

私からの説明は、少し長くなりましたが、以上でございます。

○山内座長 寺島理事、どうもありがとうございました。設備更新、特に高経年化の施設をどのように更新するかというのは、過去の料金審査の中でもかなりいろいろ議論があったり、どのように査定するかというのは難しい問題だということを言われてきたわけですが、こういう形でガイドラインを作っていただいて、いろいろところで活用されると思うのですが、料金審査といいますか、レベニューキャップの中でも客観的に使っていくというのができればいいのではないかと考えております。

それでは、以上、3つの資料を御説明いただきましたが、これについて、皆様から御意

見、御質問を受けたいと思います。先ほどと同じでございまして、チャットのところに発言希望ということでお願いしたいと思います。いかがでございましょう。村上委員から御発言希望がございまして。どうぞ御発言ください。

○村上委員　御指名ありがとうございます。今、御説明いただきました料金算定ルールに関しましては、平成28年に消費者委員会から見直すべきという指摘がされている部分もあるというように、事前に事務局から御説明をいただいているのですが、この7ページにあるように、それ以外にもたくさん課題があるので、第1規制期間は既存ルールをそのまま適用し、第2期間に向けて慎重に議論したいという方針は、消費者庁や消費者委員会事務局にも御説明され、理解をされているという説明を伺いましたので、複雑な見直しになるかと思いますが、引き続き第2規制期間に向けて、見直しを検討していただければということをお願いしたいと思います。

それから、大変申しわけないのですが、1つ目の議題について発言をするタイミングを逸してしまったのですが、今、一言、質問させていただいてよろしいでしょうか。

○山内座長　どうぞ、御発言ください。

○村上委員　ありがとうございます。エネットさんの御説明を聞いて、ちょっと考えていたのですが、親B Gと子B Gの間には圧倒的な事業規模の差があり、今のルールはもともと無理があったというような御説明だったと思います。私はその実情も存じ上げないし、こういう連帯責任にするというように決めた経緯もよく理解していないので質問するのですが、そのルールが決まったときに、こういう現状を想定した上でルールが作られたのか、それともふたを開けてみると、圧倒的な事業規模の違いがあって、そのルールがそぐわない状況になっているのか、そのあたりについて御説明をいただければと思います。

以上です。

○山内座長　では、この点について、特別にここで御回答いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○田中NW事業監視課長　もともとB Gに係る連帯債務ということにつきましては、B Gというところでまとめて代表契約者という形で託送契約を結んでいましたので、B G制度というものができたときに全部連帯債務という形にしていたというものでございます。したがって、連帯債務になっているという時点で、当然連帯債務は強い義務ということでございますので、ある社が支払い不能になった場合はほかの社に請求が行くというのは、

ある意味、それは当然のこととして制度が作られていたということでございます。したがって、B Gを作ること自体は、これは別に強制されていることでも何でもございませんので、そういったリスクと、あとはB Gを作るメリットというのを勘案して、事業者自身がB Gを作るのか、それともB Gを組成しない形でやるのかというところを選択すべきものということで制度が作られたと理解をしております。

そういった形になってきたわけですが、27年の料金審査専門会合におきましては、そういったB Gの中の金銭債務について、託送料金に関しては供給地点ごと、契約者ごとに分割が可能ということですので、分割が可能なものに関しては分割をしましょうということに整理がなされたわけでございます。今回、改めてその点について深掘りをして、検討をしたということでございます。これまでの委員の皆様方の御意見では、やはりインバランス債務のところに関しては、27年のときの議論もそうであったのですけれども、これは合理的な形で分割するのは難しいという話であったということでございます。したがって、B G制度自体はそうしなければいけないといったものではなくて、あくまでリスクとデメリットというのを勘案した上で選択すべきものであると考えているところでございます。

○山内座長 村上委員、よろしいですか。恐らくできた当時、大きい事業者さんだと自分でやっていけるのだけれども、小さいところは一緒にしないとやっていけないということがあるわけだから、基本的には、そういう事業の大きさというのは当時からあったのではないかと、私は思います。

○村上委員 大小で非対称なグループだというのは前提の上で、小さいところのために作られた制度であるという意味ですか。

○山内座長 そういう面もあるとは思いますが。

○村上委員 今回、仮想B Gというやり方もあるという選択肢の幅が知られるので、よりリスクと事業の負担を考えて、小規模の事業者さんも選んでいけばよいのではないかと、という方向で今、結論になろうとしているということでしょうか。

○山内座長 おっしゃるとおりです。

○村上委員 分かりました。ありがとうございます。

○山内座長 ありがとうございます。

それでは、議題2に移りますけれども、レベニューキャップのほうで御質問、あるいは御意見等あれば御発言願います。河野オブザーバーが御発言希望ですので、どうぞ御発言ください。

○河野オブザーバー オブザーバーの河野でございます。発言の機会を頂戴して、ありがとうございます。

レベニューキャップの託送料金の算定についてなのですけれども、やはり消費者としますと、どういうルールで行われるかについては高い関心を持っております。先ほど村上委員もおっしゃっていましたが、私自身も、改めて制度が変わる中で新しいやり方というのを検討していただきたいと思っておりましたが、今回、事務局が御提示してくださったように、より適正な算定ルールを適用するために、第1規制期間の間は従来手法を維持したいとおっしゃっている方針には賛同いたします。

その上で、電気料金のかなりの部分を託送料金が占めているということを考えますと、第2規制期間にルールが適用される際に、私たち低圧の一般利用者が不利益を被らないように、第1期の5年間のうちに必要なデータですとか、それから今回の資料で課題とされている各点については、それなりにしっかりと納得できる方向で整理していただきたいと思いますし、事業者の皆様も制度変更で大変だと思いますけれども、託送部分というのは公益的価値が非常に大きく、社会全体に与える影響もありますので、そういったことを踏まえた上で、よりよい料金算定方法を示していただきたいと思っています。

最後に報告書の骨子案についてなのですけれども、今後、これがまとまりましたら、監視等委員会のホームページなどで公開されると思うのですが、公表に当たっては、特に変更の目的や、得られるであろう効果に着目して、国民や社会にとってどういう便益があるのか、そのためにこういった変更を行ったという、そこを上手に説明してくださるよう軸足を置いて、分かりやすい説明をしていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○山内座長 ありがとうございました。松村委員が御発言希望ということですので、松村委員、どうぞ御発言ください。

○松村委員 松村です。まず資料4-1に関してです。この資料4-1の提案に関しては、にわかに賛成だとは言いかねます。

論点1は、「料金算定に係るルールにおける中長期的な論点」と定義されていることから、もう先送りは既定路線ということですよ。書かれていることを読めば全くもつとで、時間が限られている中で、こんな重大な問題を拙速にやってちゃんとした改革を第1規制期間に間に合わせるなんて無理に決まっているのではないかと、だから第2規制期間に向

けて慎重に進めていく、という整理は合理的ではある。しかし、このレートメイクに関しては、大きな問題がある、少なくとも大きな疑問があることは、先ほど消費者委員会の例を挙げていただいたのですが、それに限らず、ずっとあった。基本料金と従量料金の体系をどうするのか等の、ずっとその重要性が繰り返し指摘され認識されながら先送りされてきた大問題から、特別高圧、高圧、低圧の費用の配分の問題なども含めて問題を抱えていることはずっと分かっていたのにも関わらず、ずっとうっちゃらかして、その結果として、この段階に及んで、だから第2規制期間に、と整理されることに関しては、もっともではあるけれども、失望しております。

それで、この委員会のずっと前の議論だったわけですがけれども、まだ法的分離もされていなかった段階での議論で、託送料金の割引という、全体の体系から見れば小さな問題を扱ったときに、送配電部門から非常に非合理的な説明がされて、それでも電気のプロがそこまで言うのなら、ということで最終的には受け入れたわけです。そのときにも、もしその送配電部門の主張が本当に正しいとすれば、今のレートメイクは物すごく大きな問題を抱えていることを意味するのですよと、そんな小さな既得権益を守るために、そんなしょうもないことを言うということは、レートメイクのところで甚大な影響を与えるのですよ、それでも本気で主張するのですか、ということを何度も何度も繰り返し確認したけれども、やはり電気のプロはそれが正しいと主張し、我々はその奇妙な主張を受け入れた。だから、今のレートメイクは相当問題があることはその時点で、この委員会の範囲内で既に明らかになった。それにも関わらず、ずっとこの問題を議論してこなかった点に関しては、とても残念に思います。

この、非常に重大な問題で、慎重な議論が必要だということは十分分かりましたが、しかし、非常に深刻なというか、重大な影響を消費者に与えるということになる。この問題をちゃんと議論するにはそれなりに時間がかかるので、第2規制期間に間に合わせればいいと先送りして、また第2規制期間の直前に始めて、やっぱり間に合わなかったとか、非常に中途半端な小規模な見直しに終わることになったら、本当に目も当てられないことになる。中長期的な論点として先送りにする以上、第2規制期間に小手先の微修正ではなくて、抜本的な改善がちゃんと間に合うように、早く議論をスタートさせるべきだと思います。

次に、物すごく小さな点ですが、資料4-3に関して、本筋と関係ないことを言って申しわけないのですが、17ページで「ユニバーサルサービス」などという言葉が出て

きています。広域機関が広域機関の中で議論している、プロだけが集まっている広域機関の事務局なり委員会なりの中だけで議論しているときにはいいと思うのですが、ユニバーサルサービスというのは物すごく重い言葉なので、あまり安直に使わないように。国の審議会で出すようなときには、本当にその言葉がふさわしいのかということを十分考えた上で資料を作成していただければと思います。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。次は川合委員、どうぞ御発言ください。

○川合委員 私もレートマークについてお話しさせていただければと思います。この結論に至る経緯というのはともかくとして、今回は従来どおりやるしかないというのは、時間的にもそのとおりだと思っています。ただ、現行制度、特に電圧別での配分という、この辺が特に気がかりなところです。現行の制度の比率が決まったのは、何うところによると昭和49年（1974）年で、1973年の第一次石油ショックを受けて、その直後のことだったと理解しています。そういう状況下で、石油ショック下の当時の実態を考えながら、この比率を決めたのだと理解をしています。

背景が第一次石油ショックですから、恐らく消費者の保護に力点を置いて、その他様々な事情を考えてレートマークのルールを作ったのだと思います。しかし、現状の下でも、この電圧別の配分というのは、恐らくかなりの負担を特別高圧のほうへ寄せているのではないとか、低圧に比べて高圧のほうの負担が実際に要しているコスト比率に比して重くなっているのではないかなどということが考えられないわけでもないかなと思います。こうした産業ユーザーの負担増加は、産業競争力等の話にも全部関係してくる話であります。この委員会は、消費者団体の方も参加され、消費者庁の方も出席されていると思うのですが、併せて、この委員会に参加されていない、中小企業が多い高圧需要家の方々、大きな産業界が多い特別高圧の需要家の方々からも意見聴取をして意見形成を進めるべきと考えます。こうした作業はできるだけ早く始めて、松村先生がおっしゃったとおり、第2規制期間のぎりぎりになってやるのではなくて、一般消費者、その他の需要家等のステークホルダーの意見も聞いて、作業に早めに着手していただければと思っている次第です。よろしくお願いいたします。

○山内座長 ありがとうございます。ほかに委員の方で御発言希望の方はいらっしゃいますか。今、委員の御希望はないので、エネットの池田オブザーバーから御発言願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○池田オブザーバー エネットの池田です。今、川合委員が言われたことを言おうかと思っていたので、すみません、ありがとうございます。

○山内座長 ほかにいらっしゃいますか。どうぞ、華表委員。

○華表委員 料金算定ルールについてですけれども、こちら、経緯はともあれ、現段階において、時間が足りないというのはそのとおりだと思いますので、事務局の御指摘のとおり、複数の中長期的な課題については今後、慎重に議論を進めていく必要があると思います。

その議論については、別の場でもいろいろ議論されていると理解していますので、そちらの議論にも従っていくべきだと思いますけれども、個人的な意見を申し上げるとすると、ここではやはり受益と負担の公平性の担保というのが何より重要なと思うことと、あとインフラの特性として、いざというときに使えるようにしていくこと自体にかなりコストがかかるというところがあると思いますので、そのことを踏まえたコスト負担にしていくことが重要なのかなと考えております。

以上です。ありがとうございました。

○山内座長 ありがとうございます。ほかにいらっしゃいますか。どうぞ岩船委員、御発言ください。

○岩船委員 今の時点の報告として、確かに時間的な制約ということで、当面はこの方向でされていくということに関しては賛同したいと思います。わざわざ発言しなくてもいいかと思ったのですけれども、せっかくなので。

託送料金の話は、恐らく一送さんの中の決め方というのもあると思うのですが、電圧別の配分ルールですとか、それこそ固定費分と可変費分の割合みたいな、難しい議論がいろいろあると思います。ただ、将来的に価格弾力性を生かして、需要家さん自体に少し需要をシフトしてもらおうと考えると、託送料金が今のような、べたっとしたアワー当たりというようなやり方よりは、もっとダイナミックにシフトしていくような方向が求められてくるのだと思います。

この7ページに「潮流の改善に資する託送料金制度等の検討」とあるのですが、それは単純にどこに需要家がいるとか、そういうことだけではなくて、潮流の改善に資すれば、ある時間のときに需要をシフトできるみたいなところも非常に重要だと思いますので、比較的電気料金に占める割合の大きい託送料金がどんなように設定されるかというのは大きな問題だと思いますので、そういう需要家を巻き込む議論に関しても、ぜひ早期に

検討は始めていただきたいと思います。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。経済学者のような御意見をいただきまして、ありがとうございます。ほかにいらっしゃいますか。関西送配電の白銀オブザーバーが御希望ですね。どうぞ御発言ください。

○白銀オブザーバー 関西送配電の白銀です。今回、事務局に全体像を含めて整理いただき、本当にありがとうございます。各委員から御意見をいただいている資料４－１の７ページにつきまして、送配電事業者としまして、現在の料金の構成と、例えば実際にかかっている費用の固定費と可変費の割合等を見ますと、実態と合っていないところもあると思っておりますので、できれば今回の場で御議論いただいて、必要であれば見直すということも期待しておりましたが、今回、７ページの整理に基づいて、第２規制期間に向けて議論を進めるということですので、送配電事業者としてもしっかりと検討に協力し、早期にそういった議論が進むよう、協力をさせていただきます。

また、広域機関様から御説明いただきましたガイドラインについては、先々の見通しに非常に有益なガイドラインを作成いただいたと思っております。例えば資料４－３の１３ページに、広域機関が整理した標準的な評価方法を踏まえて、送配電事業者が設備更新の計画に落としていく全体像を記載していただいているように、実際に施工計画に落としていく上で施工力等、いろいろな制約条件の中でこれを実現してゆくことになります。例えば送電線の鉄塔の建て替えを進める上で、設備も高経年化していますけれども、それに従事する施工側の人も高齢化が進んでいて、本当に先々それで回るのかというご議論をいただいております。今回、このように明確にいただいたことで、施工力の側でも、将来に向けて見通しが立ちやすくなると思いますし、例えば送電線を停止して建て替えを行う上で、年間どのぐらい停止することになるのかといった制約条件についても、先々の見通しを持って、事業者の皆様に系統利用していただくという意味で、重要なガイドラインを整備していただいたと思っています。事業者としまして、これを踏まえまして、しっかりと効率的かつ確実に信頼度を維持できるよう、設備更新に努めてまいります。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○山内座長 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。寺島オブザーバーから、どうぞ、補足説明をお願いいたします。

○寺島オブザーバー 今日は御審議いただきまして、ありがとうございます。

一言、松村委員から御発言のありましたユニバーサルサービスという言葉については、確かに私ども、このページは一般送配電事業者による設備保全の策定の考え方として、こういう要素もあるのかなということで記載してしまったのですが、ちょっと不用意だったかと思います。心としましては、広域機関のガイドラインが、故障影響度というものから優先順位を決めるのだということを大きく発信したものですから、ある意味では影響度の多寡だけではなくて、別の観点から、影響度が少ないものでも、別な理由から先にやらなければいけないものもあるかもしれないと、こんな思いもありまして、書いたものでございます。最終的には、一般送配電事業者による設備保全計画策定の中でいろいろな要素があるということを一言加えたかったということでございます。

あと、白銀オブザーバーからは、しっかり取り組んでいきたいというようなお話もありました。私どもも、一般送配電事業者とは連携を取って、このガイドラインの実効性、さらには将来の改革に向けても検討していきたいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

私からの補足説明は以上でございます。

○山内座長 ありがとうございました。事務局から何かありますか。

○田中NW事業監視課長 御議論ありがとうございました。レートメイクのところに関しましては、厳しい御指摘もございましたけれども、事務局としても、しっかり反省の上、第2規制期間に向けては、遅れることなく、検討してまいりたいと考えております。

また、この取りまとめ案ということについても、趣旨や目的を分かりやすく説明をしてほしいという御意見もありましたので、その点も留意の上、次回の取りまとめ案の準備に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○山内座長 ありがとうございました。

レートメイク、料金算定については議論がいろいろ集中したのですが、時間の問題もあり、またいろいろな問題を含んでいるので、詳細に議論する必要があるということもあり、そして次回までにいろいろ議論をして決めていくということだと思っておりますが、もう一つ、今回、レベニューキャップに移行することなので、そういう中で料金算定、レートメイクをどう考えるかという非常に大きな問題を含んでいると思います。そういうことも含めて御指摘がありましたので、早急に議論を始めていただければと思います。

そのほかの点については、特に大きな御異論はなかったと思っておりますので、今の点を踏まえて、事務局に御準備を進めていただければと思います。

ありがとうございました。議題2についても以上で終了ということにさせていただこうかと思います。予定していた議事は以上ということになりますので、この後は田中課長にお願いしたいと思います。

○田中NW事業監視課長　　本日の議事録については、案ができ次第送付させていただきますので、御確認のほどよろしくお願いしたいと思います。

それでは、第9回料金制度専門会合はこれにて終了とさせていただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

——了——